

【資料3】

津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業に関する覚書

津島市（以下、「甲」という。）と〇〇〇（以下、「乙」という。）は、津島市役所本庁舎において、地方自治法第238条の4第7項の規程に基づき「津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業」に関し、次のとおり覚書を交わすこととする。

（運営の目的）

第1条 乙は、津島市役所本庁舎内に自動販売機を設置・運営し市職員等の利便性の向上及び市職員の福利厚生に資するため、良質かつ低廉な飲食品等の供給サービスの提供を行う。

（設置・運営業務に関する法令及び規則等の遵守）

第2条 乙は、自動販売機の設置・運営にあたり、食品安全基本法その他関係法令を遵守することとし、津島市役所本庁舎の福利厚生施設として相応しい営業に配慮することに努め、前条の趣旨に添うよう最善の努力をしなければならない。

（運営の譲渡又は請負の禁止）

第3条 乙は、自動販売機の運営の全部又は一部を第三者に譲渡又は請け負わせてはならない。

（施設の利用）

第4条 乙は、この覚書の定めるところにより、津島市役所本庁舎旧食堂（以下「旧食堂」という。）の施設（建物及び設備をいう。以下同じ。）を利用する。

2 乙は、旧食堂の既存の内装、給排水設備、照明設備及び冷暖房設備を使用するものとする。

3 乙は、前項の設備等の機能を常時点検し、異常を認めたときは直ちに甲に報告し、その指示を求めるものとする。

4 乙は、自動販売機の設置・運営に当たって第2項の設備等を変更し、又は新たに設置するときは、市の許可を得て、乙の負担で行うものとする。

5 乙は、施設で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めること。

（施設貸与等の禁止）

第5条 乙は、施設の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第1条の目的以外に利用してはならない。

（施設の善良な管理義務）

第6条 乙は、善良な管理者と同様な注意をもって施設を利用しなければならない。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、施設を滅失又はき損したときは、甲の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、自動販売機で販売する飲食品料により人身事故を生じた場合は、善意をもってその損害を賠償しなければならない。

(販売品種、品質・規格及び販売価格)

第7条 販売品種、品質・規格及び販売価格については、次のとおりとする。なお、販売価格の改定については、甲、乙協議によるものとする。

(1) 販売価格の掲示

乙は、自動販売機で販売する飲食品料には、必ず販売価格を掲示しなければならない。

(2) 種類、品質、規格、数量及び価格

自動販売機の飲食品料の種類、品質、規格及び販売価格は別紙1「取扱品内訳表」のとおりとする。

なお、販売価格の改定申請があった場合は、甲が承認した時期において改定価格に読み替える。

(売上状況等の報告)

第8条 乙は、自動販売機で販売する品目毎に毎月の売上状況（販売価格、売上数及び売上金額）を翌月10日までに甲に書面で報告するものとする。

(運営に伴う経費等の負担)

第9条 甲は、自動販売機の運営に伴う次の経費等を負担する。

(1) 第4条第2項に定める設備

(2) 前号の修理費用

2 乙は、自動販売機の運営に伴い次の経費を負担する。

(1) 行政財産使用料

(2) 自動販売機運営に必要な電気料金及び水道料金（精算方法は甲が別途指示する。）及び個別メーター設置費用

(3) 自動販売機等の維持、補修経費

(4) 設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費

(5) 業務に使用する消耗品

(6) ゴミ処理に要する費用

(7) その他自動販売機設置・運営に要する一切の費用

(行政財産使用料)

第10条 乙は、行政財産使用料月額〇〇〇〇円（自動販売機〇台分）を甲に支払う

ものとする。

- 2 乙は、市の発行する納入通知書に記載された納付期限までに年度分を一括して行政財産使用料を納付するものとする。
- 3 乙が、前項の納付期限までに行政財産使用料を納付しない場合は、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(設置・運営に伴う報酬及び設置・運営上の一切の取引)

第 11 条 甲は、乙に対して自動販売機設置・運営に伴う報酬その他いかなる対価も支払わない。

- 2 乙は、設置・運営上の一切の取引は、乙の名義において行うものとし、甲の名義を使用してはならない。

(災害予防)

第 12 条 乙は、災害予防については特に注意し、自動販売機の設置・運営にあたっては、消防法等の定めるもののほか、転倒防止等の防災措置を講じるとともに、乙の責任に帰する災害について一切の責任を負い、覚書に定める甲への賠償のほか第三者に与える全ての損害を賠償しなければならない。

(非常災害)

第 13 条 乙は、非常災害(洪水、津波、地震、火災、落雷、台風、竜巻などの天災、その他予想しがたい人為的な事故を含む。)が発生した場合は、甲の求めに応じて食料品、生活必需品等の提供に協力すること。

(覚書の有効期限)

第 14 条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

なお、有効期限満了の日の 2 か月前までに、甲、乙いずれか一方から何らの意思表示をしないときは、有効期限満了の日の翌日から向う 1 か年この覚書を更新したものとみなす。ただし、有効期間は、令和 12 年 3 月 31 日までを限度とする。

(覚書の解除)

第 15 条 甲は、この覚書有効期間中といえども、乙がこの覚書の定める義務を履行しなかったときは、この覚書を解除することができる。

- 2 乙は、甲に対し前項の覚書の解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(覚書の解除手続き等)

第 16 条 甲、乙いずれかの一方が、自己の都合により覚書を解除しようとするとき

は、2か月前までに文書をもって、この覚書を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の覚書の解除に準用する。

(施設の原状回復義務)

第17条 乙は、第14条による覚書有効期間が満了したとき又は第15条若しくは第16条の規定によりこの覚書が解除されたときは、第4条第4項の承認を受けた場合を除き、施設を甲の指示に従い原状回復して返還しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、この覚書に基づき投じた有益費その他の費用があっても、これを甲に請求し又は異議申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(秘密の保持)

第18条 乙又は乙の従業員は、この覚書の履行により知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(氏名等の公表)

第19条 甲が、乙の氏名及び住所等を公表する場合は、これに同意するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この覚書に定めていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市長 日比一昭

乙

